

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

むつ市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 大室平地域

(1) 現況

本地域はそばや牧畜用の草地を主体とした家族経営を基本とする農業形態である。近年では有機農業を取り入れた農業が行われていることから、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 大畑地域

(1) 現況

本地域は、稲作や畑作（ダイコン、ジャガイモ、大豆等）を主体とした家族経営を基本とする農業形態である。近年では有機農業を取り入れた農業が行われていることから、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 中野沢地域

(1) 現況

本地域は、稲作を主体とした家族経営を基本とする農業形態である。近年は地域の高齢化や農家の後継者不足等により、農家個人では農地及び農業用施設の保全管理が厳しい状況になっており、遊休農地の増加が懸念されることから、これを防止する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の維持とともに、遊休農地の増加を防止するよう取り組むものとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	大室平区域	法第3条第3項第3号に掲げる事業
②	大畑区域	法第3条第3項第3号に掲げる事業
③	中野沢区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

なし